

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大紀町長 服部 吉人

市町村名 (市町村コード)	大紀町 (24471)
地域名 (地域内農業集落名)	打見 ( 打見 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、風光明媚な宮川の中流域に位置し、松阪市や伊勢市に20数キロと比較的近距离にあり、企業等で働きながら、自己所有の水田を耕作する稲作中心の兼業農家が多い地域である。また、一部の農家(現在は2農家)は、松阪牛(七保牛)肥育に取組み、優良な肉牛を肥育している地域でもある。しかしながら、近年は、農業を後継する若者人口の減少と、農業従事者の高齢化により、機械更新を機に離農するケースが多くなっているのも現状である。加えて、獣害がさらに離農に追い打ちをかけている一面も見られる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当面は、水稻を中心とした農業を継続していく見込みであるが、地域内でもさらに話し合いを進め、耕作地の維持保全に努めていく。併せて、農家の事情で耕作出来ない農地については、耕作放棄化しない管理方法について地区全体で取組みを行う。また、事業化が進んでいる松阪牛(七保牛)肥育については、さらに発展するよう地域連携を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
人的条件(高齢化、後継者不在等)、環境的条件(水路・農道等)から現状を見ると集約化は難しい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、原則、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
経営が成り立つ農業の推進が基本であり、その視点で国・県・町の支援とJAなどとの連携などのもと、営農指導等をいただきながら、後継者の確保に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者の高齢化等により、農業機械の更新や購入が困難になっている状況から、今後作業単価にもよるが作業委託も考えていきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害防止柵の維持管理に努め、猟友会員との連携により、対策を継続していく。
- ② 資材高騰を踏まえ、肥料、農薬等の資材費を抑え、作物の高付加価値化を目指す。
- ③⑦ 高齢化と後継者不足がますます進むことを踏まえ、労力軽減等に注力する検討を行う。
- ⑨ 地区内に畜産農家も存在するため、少しでも循環型農業の構築に努めたい。